令和７年度第１回本会議資料１
令　和　７　年　７　月　４　日
健康福祉部障害施策推進課

# 目黒区障害者自立支援協議会についての概要

## １　障害者自立支援協議会とは

地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び課題について共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うものとして設置される。（参考：障害者総合支援法第８９条の３）

【参考】障害者総合支援法抜粋

（協議会）

第八十九条の三　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

２　協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

３・４　（省略）

５　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

６　（省略）

## ２　目黒区障害者自立支援協議会について

目黒区では、平成２１年から目黒区障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、令和６年４月１日から付属機関に位置づけられた。

（１）所掌事項

協議会の所掌事項は以下のとおり。

・目黒区障害者計画の策定に関すること。

・障害者等に対する個別の支援や相談事例を基に明らかになった地域の課題（以下「地域課題」という。）の解決策の検討等に関すること。

・地域の現状等の情報共有・情報発信に関すること。

・地域の関係機関による連携体制の構築に関すること。

・障害福祉サービス等の提供のあり方に関する協議及び調整に関すること。

・地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

・その他障害福祉の増進に必要な事項の協議を行うこと。

（２）協議会の構成と地域課題検討フロー

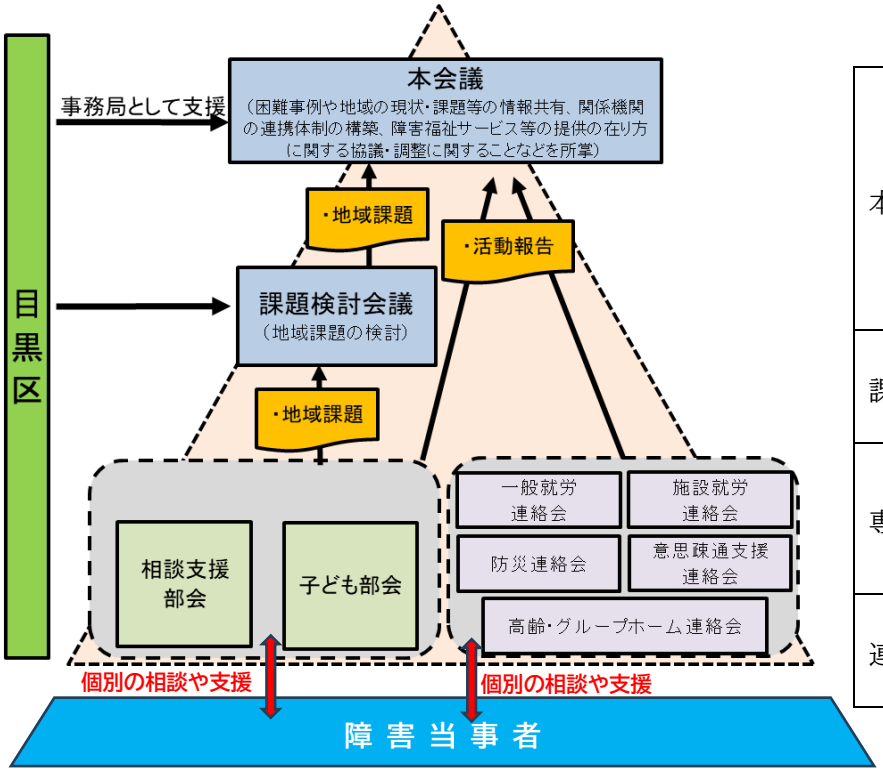

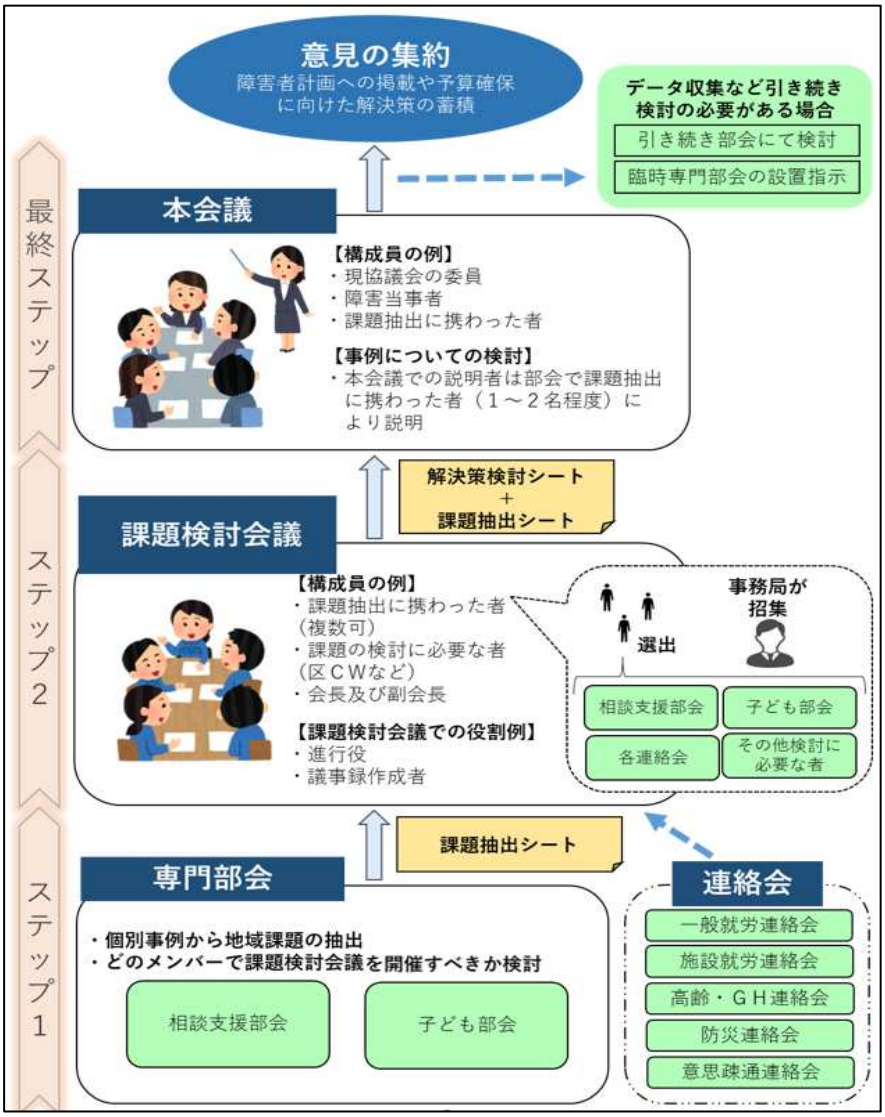
| | |
|---|---|
| 本会議 | 地域課題及びその解決策について、管理者レベルで議論を深め、協議会としての意見を集約する。<br>その他報告された議事内容についての承認や事業者間での情報共有を行う。 |
| 課題検討会議 | 専門部会から提起された地域課題について、関係者を招いて更に検討を行う。 |
| 専門部会 | 日頃の支援や相談の中から、地域課題の抽出を行う。<br>独自の勉強会や事業所訪問などを行っている。 |
| 連絡会 | 就労、防災などのカテゴリに応じて設置され、参加者間での情報共有を行う。 |